

提 案 理 由

- 1 諫早湾干拓地に入植している株式会社T・G・Fの元業務執行役員である田丸加代子氏及び谷川富貴氏の両名に対し、平成24年2月23日開催の諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会において、株式会社T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績に関して証言を求めるため、証人出頭請求を同委員会の決議に基づき、2月9日及び2月17日に2度にわたり通知するも、いずれも正当な理由なく出頭を拒否する旨の上申がなされた。
- 2 同委員会としては、改めて3月15日開催予定の委員会に同様の事項に關し証言を求めるため、2月23日両者に対し出頭請求を通知したが、出席の返事がなされないとともに不出頭の正当な理由が示されることなく、回答の期限を徒過した。
このように、同委員会からの再々の出頭請求に対し、両名は頑なに拒否している。
- 3 この間、両名からは代理人を通じ出頭を拒む上申書が2度提出されるとともに、同じく代理人を通じて質問状が議長あてに提出されている。
- 4 しかるに当該上申書による主張は大別するに、第一に証言を求める事項について両名は何ら関与していないことから、証言する事実を持ち合わせていない、第二に証言を求める事項はT・G・Fが農地法違反による刑事罰の対象になるという事項に関するものであり、証言が証人または証人と一定の親族等である者が刑事訴追等を受けるおそれがある場合は証言を拒むことができることになっていることからして、このことをもって不出頭の正当な理由に該たるとするものである。
- 5 しかしながら、過去の判例等による不出頭の正当理由は、第一に出頭できない程度の重い病気であること、第二に交通機関の故障で出頭できない場合、第三に出張、結婚式、その他業務または家事に関する社会通念上やむを得ないと認められる事情がある場合、第四に旅行中、その他の理由で過失なくして呼び出しを知らなかつた場合等、客観的な事象により証言する場に就けない事情がある場合に例外的に認められるものであり、証言を求められる事項に関する自らの考え方や主張をもって不出頭の正当な理由と認め得ないのは明らかである。
真相を解明しようとする委員会においてこそ、客観的な事実や自らの考えが証言として述べられるべきであり、したがつてその機会の確保が法により謳われているところである。

- 6 また、両名の代理人は、証言を求める事項はT・G・Fが農地法違反による刑事罰の対象になるという事項に関するものであると文書で主張するが、本委員会としては、未だT・G・Fが農地法に違反し、したがつて同法による刑事罰の適用を求めるに決定したものではない。
かかる推断によって出頭請求を拒否できるのであれば、自己に不都合が及ぶおそれがあると被請求者が思料する限り出頭を実現することは不可能となり、特別の調査権を付与した地方自治法の趣旨を損なうものである。
よって、この点についても不出頭の正当な理由として認めることができない。
- 7 なお、本委員会においては、両名に2月23日の委員会への出頭を求めたが、これを拒否されたことから、再度3月15日開催予定の委員会への出頭を求め、その中で回答期限を2月28日午後5時とすること、並びに出席についての確たる返事がない場合は、地方自治法第100条3項の規定を適用するよう、同条による手続きを行うことを想定していることを併せてお知らせしたものの、出席の返事を得ることができなかつたことについては、先に述べたとおりである。
即ち、本委員会としては、2月23日の委員会に正当な理由なく不出頭であったことをもって、本来直ちに告白の手続きが可能であったものの、その手続きに踏み切る停止条件として2月28日午後5時までの出席返答確認としたものであり、この期限が徒過したことから、再度委員会を同日午後6時から臨時に開催し、告発することを決定したものである。

以上が本議会に対し、告発の議決を求める提案理由であり、議員各位の賢明なご判断をお願いする次第であります。